

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	意見	O1_調達仕様書	5	1	5		1	【図2 作業想定スケジュール】 本調達の開札が想定される時期から借入・保守が始まる7月まで期間が短く、機器の納品が間に合わない可能性が高いと考えられます。段階的納品または、スケジュールの後ろ倒しについて、ご検討をお願いできますでしょうか。	実現可能なスケジュールの認識を合わせるため。	機器納品開始時期を9月に修正いたします。また、ネットワーク環境構築の進捗に応じて、段階的納品で差し支えありません。
2	意見	O1_調達仕様書	10	6			1	【6.実施作業内容】 本項に記載されている内容は設計・構築業務を含んだ別調達のプロジェクト内容であり、本調達提出成果物とも合わないため、本調達に必要な実施作業内容への記載変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	本件に必要な実施作業内容となるよう、記載を修正いたします。
3	意見	O1_調達仕様書	21	7	1	イ	1	【イ 作業実施体制】 図5は設計・構築業務の作業実施体制図であり、本調達内容に合わないため、記載変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	本件に合致した体制図に修正いたします。
4	意見	O1_調達仕様書	24	7	3		1	【7.3. 作業の実施に当たっての遵守事項】 本章に記載されている内容は本調達の範囲外であり、機器選定や機器保守に関わる内容ではない認識のため、記載削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	本件に必要な遵守事項となるよう、記載を修正いたします。
5	意見	O1_調達仕様書	25	7	5		1	【7.5. 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準】 本章に記載されている内容は本調達の範囲外であり、機器選定や機器保守に関わる内容ではない認識のため、記載削除をお願いいたします。	調達範囲を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を削除いたします。
6	意見	O1_調達仕様書	27	7	6	イ	1	【7.6 情報管理体制 イ 業務従事者の経歴】 本章に記載されている内容は、機器選定や機器保守に関わる内容ではない認識のため、記載削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	対応要否を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を削除いたします。
7	意見	O1_調達仕様書	30	7	9	エ	1	【7.9. その他特記事項 エ 技術的支援】 本章に記載されている内容は本調達の範囲外であり、機器選定や機器保守に関わる内容ではない認識のため、記載削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	本件に必要な技術的支援を記載するよう、修正いたします。
8	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	2	1	5		1	【1.5 スケジュール上の留意点】 例えば、移転先住所が未定で、定めがない場合は、機材など移動に伴う経費は省く。他方、移転先規模が同等であれば、部屋数、機器構成なども同等を想定して、経費を想定することなど。 移転等の役務対応はない認識ですが、認識相違ないでしょうか。 その場合は、本記載を削除いただくか、本調達の対象外とする旨の記載変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	認識に相違ございません。ご意見を踏まえ、記載を削除いたします。
9	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	2	2			1	【2.技術要件】 本章に記載されている、仕様を満たす構成の検討や設計業務、構築は本調達の範囲外という認識のため、本章については調達対象外である旨を記載変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	調達範囲が明確となるよう、記載を修正いたします。
10	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	18	2	7	ア	1	【2.7 その他 ア】 昨今、契約後において、要件を満たすとされた機器であっても、意図しない動作やその原因調査により、多大な時間を要している状況を鑑み、受注者は、提案時において、以下の要件を前提に認証認可処理部の必須要件を動作実証映像として取りまとめ、提案書とともに提出すること。映像に含めるべき内容および提出方式の詳細は、別添資料9提案書作成要領に記載の通りとすること。 動作実証映像は本調達の範囲外であり、機器選定や機器保守に関わる内容ではない認識のため、記載削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を削除いたします。
11	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	19	3	1		1	【3.保守・監視等について】 本項に記載されている、3.1.監視、3.2.保守、3.3.セキュリティ障害対応については、本調達の範囲外であり、機器選定や機器保守に関わる内容ではない認識のため、記載削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を削除いたします。
12	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	20	4			1	【4.設備・工事など】 本章に記載されている内容は本調達の範囲外であり、機器選定や機器保守に関わる内容ではない認識のため、記載削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を削除いたします。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク機器の借入及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
13	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	22	付録A			1	【(付録A) GSSが提供するアクセスサービスの概要】 本項中で明示されている”受注者”は役務調達の受注者であり、本調達の受注者ではない認識のため、以下について記載変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 受注者⇒別調達の受注者	調達範囲を明確にするため。	「受注者」を「最高裁NW構築調達受注者」に修正いたします。
14	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	1	1	2		4	【1.2 調達物品】 各機器と構成、数量等の詳細については閲覧資料を参照すること。 役務を担当する業者の不備による機器追加時、追加機器およびその保守は本調達の変更契約となりますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。
15	意見	O1_調達仕様書	5	1	5		1	本調達における開札、契約開始時期はいつごろになりますでしょうか。 開札後、最低でも機器納期が3ヶ月以上かかるため、別調達で想定されている役務事業者様の設計・構築工程に影響があるため開札時期によっては機器納期の後ろ倒し及び後工程にある設計構築業務の後ろ倒しをお願いいたします。	機器納期に懸念があり、全体工程に影響を与えるため	準備ができ次第、公告を開始いたします。 なお、ご意見を踏まえ、機器納品開始時期を9月に修正いたします。
16	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	1	1	2		1	なお、本機器の提供に必要な各種物品（搬入、据付、配線、調整を含む）費用、サービス費用、役務費用、保守費用（機器保守分は除く）、完成図書など 文書作成費用などについては、別途調達予定である。 と記載がございますが、3章.保守・監視等についてに記載のある監視体制・保守体制は別調達側における要件という理解で齟齬ございませんでしょうか。	機器保守のみではSLA要件を満たせないため。	ご認識のとおりです。 なお、当該部分は調達範囲外であるため、記載を削除いたします。
17	質問	O1_調達仕様書	12	6	2		1	プロジェクト管理要領に記載がございますが、本調達は機器・機器保守に関する調達のため、プロジェクト管理は不要の理解で相違ございませんでしょうか。	作業体制が必要か確認するため。	ご認識のとおりです。
18	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	1	1	2		1	なお、本機器の提供に必要な各種物品（搬入、据付、配線、調整を含む）費用、サービス費用、役務費用、保守費用（機器保守分は除く）、完成図書など 文書作成費用などについては、別途調達予定である。 と記載がございますが、SFPモジュールなどが追加になった場合、本調達における事業者若しくは役務側の別調達側による追加手配どちらになりますでしょうか。	賃借費用算出のため。	本調達における事業者において追加手配いただけます。
19	意見	O1_調達仕様書	4	1	4	-	1	「別添資料 11. 参考機器リストを参照に借入及び当該機器の保守を調達する」旨、記載がございますが、参考機器リストには型番だけではなく各機器の数量も記載していただきたいです。	積算を明確にしたいため	ご意見を踏まえ、閲覧資料での対応を検討いたします。
20	意見	O1_調達仕様書	5	1	5	-	1	本調達の開札はいつ頃を想定いただいておりますでしょうか。 2025年5月ごろとなる場合、機器の納入には3か月程度要するため、NW機器セキティングや設置時期を後ろ倒しいただけますようお願いいたします。 (開札が2025年5月末の場合、以下スケジュールを想定) 機器セキティング：2025年9月～ 拠点NW機器設置：2025年12月～	開札時期を踏まえた作業スケジュール策定のため	準備ができ次第、公告を開始いたします。 なお、ご意見を踏まえ、機器納品開始時期を9月に修正いたします。
21	意見	O1_調達仕様書	5	1	5	-	1	「図2 作業想定スケジュール」の借入・保守期間は令和7年度7月からと記載されていますが、機器の納入には3ヶ月程度を要するため、機器調達のスケジュールに併せて借入・保守期間も後ろ倒しいただきますようお願いいたします。	調達期間を明確にしたいため	借入・保守期間を9月開始に修正いたします。
22	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	1	1	2	-	1	本調達では役務事業者の提出した機器・役務リストに従い、物品の調達を行います。現地調査等で必要機器数変動する可能性があるかと存じます。 この場合、役務事業者の指示に従い機器調達業者にて変動数分の追加調達を行うかたちでよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	ご認識のとおりです。
23	質問	O1_調達仕様書	13	6	2	ツ	1	「設置場所を提案する場合は将来の設置機器の移設やネットワーク機器の増設や撤去についても配慮すること」とありますが、借入期間の開始後、フロアのレイアウト変更等により機器の増設が発生した場合には、機器調達業者と変更契約を実施するという理解でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	ご認識のとおりです。
24	質問	O1_調達仕様書	5	1	5	-	1	最高裁判所と下級裁判所で機器設置完了の時期が異なるため、借入・保守開始は「最高裁判所：令和8年12月、下級裁判所：令和9年1月」という認識でよろしいでしょうか。 なお、機器設置前に借入開始した場合、未設置機器分の賃借料も請求が開始します。	最高裁判所と下級裁判所で機器設置完了の時期が異なっており、借入期間を確認したいため。	機器設置完了後における借入・保守開始は、最高裁判所等が令和8年4月頃、下級裁判所は令和9年1月頃を想定しております。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク機器の借入及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
25	意見	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ-(カ)	1	<p>【書類上の記載】 (カ) ビームフォーミングに対応すること。AP から STA 及び、STA から AP への送信に対して、MU-MIMOに対応すること。</p> <p>【意見】 MU-MIMOのULとDLの要件が記載されておりますが、IEEEの802.11axでは下記の定義がございます。 ・DL MU-MIMOは4x4から必須 ・UL MU-MIMOはoption</p> <p>今回、標準APでは2x2、高性能APでは2x2 or 4x4の要件となっており、2x2の場合には上記のいずれもOptionとなります。ダウンリンクの通信量が多いためDL MU-MIMOは実装し、6GHz向けを除きUL MU-MIMOを実装をしないのが2x2製品では一般的となります。よって、機器選定の幅を広げるためにも、下記に修正をお願いできますでしょうか。</p> <p>(カ) ビームフォーミングに対応すること。AP から STAへの送信、6GHzについてはSTA から AP への送信に対して、MU-MIMOに対応すること。</p>	機能的な公平性の観点から	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
26	意見	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	2	<p>【書類上の記載】 (オ) 有線 LAN として、1000Mbps/2500Mbps イーサネット規格が利用できること。また、5000Mbps イーサネット規格を利用できることを推奨する。</p> <p>【意見】 5000Mbpsの規格が推奨となっておりますが、APのみが5000Mbpsの規格を有していても、末端部のダウンリンクポートが5000Mbpsに対応していないと、当該パフォーマンスを享受することができません。そのため、下記のように修正をお願いできないでしょうか。</p> <p>(オ) 有線 LAN として、1000Mbps/2500Mbps イーサネット規格が利用できること。また、末端部のダウンリンクポートと有線 LAN の双方において5000Mbps イーサネット規格を利用できることを推奨する。</p>	機能的な公平性の観点から	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
27	意見	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ-(ウ)	3	<p>【書類上の記載】 (ウ) PoE 規格 IEEE802.3at で動作すること。前期の消費電力は14W 以下であることを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならない。</p> <p>【意見】 一般的な無線利用環境においてAPが最大の消費電力で動作することは稀であり、ほぼアイドル状態や Typical (平常時) 状態の消費電力で動作します。よって消費電力を検討する場合には最大ではなく、アイドルあるいは Typicalの消費電力値が重要であると考えます。そのため消費電力として最大表記ではなく、アイドルあるいは Typicalにご変更いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
28	意見	02_別添資料1. 要件定義書	13	2	4	エ-(イ)	1	<p>【書類上の記載】 (**) 再認証免除機能とは、端末が再接続を行う場合、AMMicrosoft365 が提供する Intune のデバイス識別 ID (Intune Device ID) に基づくコンプライアンス準拠が有効である、B.利用するユーザーの EntralD の属性情報が事前に定めた値となっている、C.利用するユーザーが有する EntralD の発行する更新トークンが有効である。これらの内 AB の要件を満たす場合に限り、WEB 認証を免除する機能のことである。なお、より安全な認証を行うため AB に加え C の要件を満たすことを推奨とする。</p> <p>【意見】 プライマリトークンについてですが、下記の二つの実装が考えられますが、どちらを意図しておりますでしょうか。 1.プライマリトークンを端末側が有し、端末自体がEntralD側とSAML連携し、ユーザ名・パスワードの入力を免除する。 2.端末側の操作なく、プライマリトークン情報を認証サーバがEntralD側と連携し、Web認証自体を免除する。 2を意図している場合には、提案可能な製品がなく、競争性の観点から仕様を緩和いただければと存じます。</p>	機能的な公平性の観点から	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
29	意見	02_別添資料1. 要件定義書	13	2	4	エ-(ウ)	1	<p>【書類上の記載】先の(イ)「利用者認証」をア「Wi-Fi 及び有線 LAN」にて実施した場合は、WEB 認証に基づき Microsoft Entra ID の User Principal Name、Member Group 情報、ExtensionProperty の拡張属性、Custom Attribute の内容を Entra ID から入手 (これも属性チェックトランザクション) の条件文に基づき評価結果に基づき、端末が無線 LAN の場合は、AP が端末に対して IPv4 及び IPv6 アクセス制御の実施、および AP がレイヤー2有線 LAN へのブリッジ先 VLAN 番号指定を同時に適用できること。 端末が有線 LAN の場合は、端末が接続された機器が、IPv4 及び IPv6 アクセス制御の実施及び、ブリッジ先 VLAN 番号指定を同時に適用できること。</p> <p>【意見】 IPv4、IPv6のアクセス制御については、and条件ではなくor条件に変更することを検討いただけませんか？</p>	機能的な公平性の観点から	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク機器の借入及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
30	意見	02_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	エ-D	1	<p>【書類上の記載】 D 受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容する EntraID にて運用していることを前提とし、属性チェックトランザクション数を制御し、EntraID によるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。</p> <p>【意見】 スロットリング制限を有している製品は限られるため、制限については削除いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
31	意見	02_別添資料1. 要件定義書	15	2	2.5		1	<p>【書類上の記載】 統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【意見】 昨年度の”法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等”と同様に下記の要件を追記していただけないでしょうか？ 「統合管理監視システムは、GSSDC上またはISMAP認定クラウド上にデジタル庁の管理下で構築かつ稼働すること。当該システムは管理・維持するための通信(例えば、ライセンスや管理者の認証・検証、セキュリティシグネチャやソフトウェアダウンロード、検体分析など)を除き、非ISMAP認定サービスとの通信を必要としないこと。また、当該システムの管理・維持するための通信ができない場合においても、稼働が停止しないこと。」</p>	幅広い導入形態に対応できるように	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
32	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「レイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、こちらを実現するために、オーバーレイネットワーク機器としては、WAN側でレイヤー2 たる仮想イーサネット回線を動作させた上で、LAN側ではL3ルーティングを動作させる必要があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
33	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略- そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、基幹部が設置されない拠点については、末端部でレイヤー3 ネットワークを構成できるような機器を選定する必要がありますか？もしくは、基幹部が設置されてない拠点については、レイヤー3 ネットワークの構成は不要と理解すればよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
34	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略- そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、ここでいうレイヤー3 ネットワークとは、「基幹部・末端部の技術要件 オ」に記載されている”IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング規格”だと捉えればよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
35	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。 この仮想イーサネット回線機能を L2 エクステンションと呼称し、L2 エクステンションは、2拠点以上の拠点間で仮想イーサネットネットワークを構成できる機能である。L2 エクステンションは、以下の機能要件をみたさなければならない。</p> <p>【質問】 すべての拠点間通信をL2エクステンション上で実現する必要はなく、GSSのLANシステムなどについては、レイヤー3オーバーレイ上に実現すればよいという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。

「最高裁判所(下級裁判所を含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク機器の借入及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
36	質問	02_別添資料1. 要件定義書	22	付録A	ア		1	<p>【書類上の記載】 専用網サービスについて 専用網サービスは、デジタル庁が日本国内9か所に整備する地方集約点とGSSDCを広帯域かつ冗長経路で構成された高信頼性ネットワークとなっている。そして、この地方集約点から省庁等の拠点間を専用線、シェアードイーターサービス等の何れかのレイヤー2サービスにて結んでいる。別紙1の回線種別に専用網と記載がある拠点は、デジタル庁が別途調達した専用網サービスを利用する。 専用網サービスにおいて、地方集約点と拠点間の通信路における省内ネットワークサービスの基幹部は、MacSec暗号化(cipherスイートAES128bit又は、256bit)を実装可能であること。</p> <p>【質問】 基幹部でMacSecを使用する旨が記載されている箇所について、MacSec暗号化は、専用網サービスが専用線、シェアードイーターサービス双方の時に利用できる機器を選定する必要があるか？また、この場合、MacSecを終端する機器は、専用線サービス網内で提供されるという認識でよいのか？</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所を含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
37	質問	02_別添資料1. 要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM(加入者識別モジュール)を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離(外付け)されている。</p> <p>【質問】 分離してモデム等の機器を用意する場合、その機器についても、統合管理監視システムの管理対象となり、“P4イ構成するネットワーク機器の(オ)”、並びに“P15イ統合管理監視システムに求める技術要件の(ア)~(ウ)”を満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所を含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
38	質問	02_別添資料1. 要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM(加入者識別モジュール)を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離(外付け)されている。</p> <p>【質問】 モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器に障害があった際には、“別添資料2 2-2 SLA評価対象の障害種別の定義等”にある“1-3 障害種別”ではどの障害に分類されますか？内蔵と外付けで分類が異なるのであればそれぞれ教えてください。</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所を含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
39	質問	02_別添資料1. 要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 全国網サービスについては、上記のように冗長構成時に両系の機器が接続可能にするという要件がございますが、モバイルサービスへの接続についても、同様に、冗長構成の場合は両系の機器で接続できるようにする必要がありますという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所を含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
40	質問	02_別添資料1. 要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 別途設置するハブについては、単一障害点になるため、他のネットワーク機器と同等の管理が必要になると考えますが、その認識でよろしいでしょうか？また、このハブの障害については、“別添資料2 2-2 SLA評価対象の障害種別の定義等”にある“1-3 障害種別”ではどの障害に分類されますか？</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所を含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
41	質問	02_別添資料1. 要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【質問】 L2エクステンションの要件についてですが、広範囲に同セグメントのNWが広がるため、拠点用、集約用ネットワーク機器を選定するにあたり、当該機器がどの程度のMACアドレス数を学習する必要があるか知る必要がございますが、提案前に知る術があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所を含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。
42	質問	02_別添資料1. 要件定義書	5	2	2.3	エ-ア	1	<p>【書類上の記載】 地方拠点等に設置するオーバーレイ拠点機器は、オーバーレイ集約機器との間において、本仕様書で規定した要件で動作する環境下に置いて、以下の性能要件を満たす暗号化通信処理能力を満たさなければならない。 A 暗号化方式`CRYPTRECの電子政府推奨暗号リストに定めるところの暗号方式(例`AES128bit)又はそれに準ずる強度を有する暗号化方式 B 別紙1において、小規模拠点又は記載がない拠点(小規模拠点とみなす)においては、フレームサイズ512byteにおいて100Mbps以上の処理能力 C 別紙1において、中規模拠点</p> <p>【質問】 オーバーレイ拠点機器で提案されるルータやファイアウォール等については、複数機能を動作させる場合に性能が縮退することが一般的であるが、本要件については、暗号化通信処理能力として、記載の処理性能を有していればよいという理解でよろしいでしょうか？</p>	器選定に必要なため	技術要件を満たす機器構成の検討及び機器選定は、先行する「最高裁判所(下級裁判所を含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築」調達で実施されるものであり、本調達の対象とはなっていません。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
43	質問	O1_調達仕様書	5	1	1.5		1	<p>【書類上の記載】 図2 作業想定スケジュールでは、借入・保守は2025年7月からとなっております。</p> <p>【質問】 市場調査の際に、機器納期については下記回答をさせて頂きました。 入札スケジュールを想定しますと、納期が間に合わない可能性があるとっております。 納期について、機器を全て、2025年7月に納品ではなく、それぞれの機器導入のタイミングに合わせて、納品という捉え方でよろしいでしょうか。 — 概ね1ヶ月から3ヶ月程度、一部機種について3ヶ月から半年程度</p>	要件を明確にするため	機器納品開始時期を9月に修正いたします。 また、ネットワーク環境構築の進捗に応じて、段階的納品で差し支えありません。